

令和7年度 第3回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和7年10月28日(火) 午前9時00分～午前9時45分
- 2 場 所 さいたま市役所議会棟 2階 第7委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 新井 通巧 委員(職務代理) 重川 純子 委員(会長)
石川 憲次 委員 島田 壽子 委員
禿 あや美 委員 高松 佳子 委員
小風 明 委員 持田 光司 委員
 - (2) 事務局 人事部長、職員課長 外4名
 - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外2名
- 4 欠席者 岡村 春香 委員、清水 節男 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
(支給月数及び改定時期について)
- 7 議事の経過
 - (1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
 - (2) 審議会資料の説明
 - (3) 審議
議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
(支給月数及び改定時期について)
 - (4) 答申に向けた意見集約
 - (5) 人事部長挨拶
 - (6) 事務連絡
 - (7) 閉会

8 審議内容

(1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告

- ・ 令和7年10月22日付けで、市長への意見報告を行った。
- ・ 意見報告書には、委員からの主な意見を掲載した上で、月例給については『据え置くことが適当』、特別給（期末手当）については『引上げの改定を行うべき』との審議会の結論を報告した。
- ・ 令和7年10月23日付けで、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」が諮問されたので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

(2) 審議会資料の確認

- ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第3回 資料>」に基づき、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当についての過去の改定状況等について説明。

【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 会議資料2ページ「過去の議題（抜粋）」において、平成16年度の本審議会では政務調査費や費用弁償を審議している。会議資料1ページ「特別職報酬等審議会に関する通知」において、本審議会の設立根拠となる自治事務次官通知では、「報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないもの」としているが、政務調査費や費用弁償は報酬に含まれるのか。

⇒ 報酬には含まれない。さいたま市特別職報酬等審議会条例第2条第2項「市長は、前項に規定するもののほか、特に必要と認める事項について審議会に諮問することができる。」に基づき、市長から政務調査費及び費用弁償について諮問があった。政令指定都市に移行した中で、議員への適正な交付及び支給について審議した。

- ・ 政務活動費と費用弁償の違いについて教えていただきたい。

⇒ 政務活動費は議員の調査研究その他の活動に必要な経費に対して交付しているものであり、会議資料5ページの別表が具体的な事例である。

一方、費用弁償は本会議や委員会へ議員が出席する際に必要な交通費を支給していたものである。

- ・ 会議資料2ページ「過去の議題（抜粋）」において、平成16年度の本審議会では政務調査費や費用弁償を審議しているが、令和8年度以降の本審議会の議題に、月例給及び特別給以外を挙げることも可能か。

⇒ 社会経済情勢や他の政令指定都市との均衡等を考慮し、政務活動費や費用弁償について、市長が本審議会へ意見を聴く必要があると判断した場合は、意見聴取の事項に政務活動費や費用弁償が挙がり、本審議会の

議題に挙がることも考え得る。

(3) 審議事項

議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
(支給月数及び改定時期について)

- ・ 配布資料及びこれまでの事務局の説明を踏まえ、議題の改定事項をどのようにするべきか、一括して委員の意見を聴取。

【主な意見】 (欠席委員から事前にいただいた意見を含む)

- ・ 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、これまで本審議会が国の指定職職員を参考にしてきた経緯を踏まえ、0.05月の引上げが妥当である。また、改定時期は、令和7年12月が妥当であると考えらる。
- ・ 期末手当は、職責に見合った水準に達するよう、社会的、経済的な変化に対して柔軟に対応すべきである。
また、人事院勧告で示された国の指定職職員に対する期末手当の改定月数0.05月は過度な引上げではなく、慎重かつ現実的な数値であるため、本市の市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当についても、国と同様に支給月数を0.05月引き上げ、改定時期を令和7年12月とすることが妥当である。
- ・ 他の政令指定都市における市議会議員並びに市長及び副市長の年収を比較すると、本市は総じて平均に近い年収である。今後も中位以上を維持できるよう、支給月数及び改定時期について、国の指定職職員にならうべきである。

【委員の質問及び事務局の回答】

- ・ 会議資料10ページ「令和7年度補正予算の影響額」において、令和7年12月を改定時期とした場合、表に記載のある影響額が12月の期末手当として予算に補正され、令和8年度当初予算では、令和7年度補正予算の影響額を分割し、6月と12月の期末手当にそれぞれ計上するということか。

⇒ ご認識のとおりである。

(4) 意見集約

【会長による各委員の意見集約】

支給月数については、0.05月分の引上げ、改定時期については、令和7年12月からという全員一致の意見である。したがって、市議会議

員並びに市長及び副市長の期末手当については、年間支給月数を0.05月分引き上げて「3.50月」とする、改定時期は「令和7年12月1日」とする、という内容で答申書を作成することとしたい。

【委員の意見】

異義なし

9 委員からの意見（審議後）

- ・ 市議会議員並びに市長及び副市長の選出方法や給与体系が異なる中で、本審議会の審議対象である月例給及び特別給の改定を一律に判断することの妥当性について、疑義が残ったままである。

また、市長及び副市長の退職手当について、給与の後払いとする性質を持つのであれば、退職手当を廃止し、その代わりとして、月例給に上乘せするのはどうか。2点について、来年度の本審議会で説明していただきたい。